

【表紙】

【発行登録番号】	5 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年11月 9 日
【会社名】	岩谷産業株式会社
【英訳名】	IWATANI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 間 島 寛
【本店の所在の場所】	大阪市中央区本町 3 丁目 6 番 4 号
【電話番号】	(06)7637-3325
【事務連絡者氏名】	経理部長 松 尾 哲 夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋 3 丁目21番 8 号
【電話番号】	(03)5405-5725
【事務連絡者氏名】	経理部部长（東京担当） 西 賢 祐
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2023年11月17日）から 2 年を経過する日（2025年11月16日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 10,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	岩谷産業株式会社 東京本社 (東京都港区西新橋 3 丁目21番 8 号) 岩谷産業株式会社 神戸支店 (神戸市兵庫区浜崎通 2 番 7 号) 岩谷産業株式会社 中部支社 (名古屋市中区丸の内 3 丁目23番20号) 岩谷産業株式会社 首都圏支社 (横浜市港北区新横浜 3 丁目 9 番地18) 岩谷産業株式会社 関東支社 (さいたま市中央区大字下落合1071番地 2) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

本発行登録の発行予定額のうち、金5,000百万円を社債総額とする岩谷産業株式会社第5回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）及び金5,000百万円を社債総額とする岩谷産業株式会社第6回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）（以下「本社債」という。）を、下記の概要にて募集する予定です。

< 岩谷産業株式会社第5回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド） >

各社債の金額 : 金1億円
 発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円
 償還期限（予定）：2030年12月以降（7年債）（注）
 払込期日（予定）：2023年12月以降（注）
 （注） 具体的な日付は今後決定する予定です。

< 岩谷産業株式会社第6回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド） >

各社債の金額 : 金1億円
 発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円
 償還期限（予定）：2033年12月以降（10年債）（注）
 払込期日（予定）：2023年12月以降（注）
 （注） 具体的な日付は今後決定する予定です。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

社債の引受け

岩谷産業株式会社第5回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次のものを予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号

（注）各引受人の引受金額及び引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定です。

岩谷産業株式会社第6回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次のものを予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号

（注）各引受人の引受金額及び引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定です。

3【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

本社債の払込金額の総額10,000百万円（発行諸費用の概算額は未定）

（2）【手取金の使途】

本社債発行による手取金は、当社が策定する「岩谷産業サステナビリティボンド・フレームワーク」に従ったサステナビリティボンドとしての適格性を満たす適格事業である「C 2フリー水素サプライチェーン構築」、「循環型社会の推進」、「地域社会を支えるインフラ・サービスの提供」に係る設備投資資金、投融資資金及び当該資金の調達のために借り入れた借入金の返済資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

サステナビリティボンドとしての適格性について

当社は、本社債について、サステナビリティボンド発行のために国際資本市場協会（以下「ICMA」という。）が定める「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック2023」（注1）、金融庁・経済産業省・環境省による「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針2021」（注2）、ICMAが定める「グリーンボンド原則2021」（注3）、ICMAが定める「ソーシャルボンド原則2023」（注4）、ICMAが定める「サステナビリティボンドガイドライン2021」（注5）、日本の環境省による「グリーンボンドガイドライン2022年版」（注6）及び金融庁による「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」（注7）に則した「岩谷産業サステナビリティボンド・フレームワーク」を策定し、第三者評価機関である株式会社日本格付研究所より上記基準等に適合する旨のセカンドパーティ・オピニオンを受けております。

（注1）「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック2023」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）（以下「グリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会」という。）の主導の下でクライメート・トランジション・ファイナンス・ワーキング・グループにより策定され、特に排出削減困難なセクターにおいて、トランジションに向けた資金調達を目的とした資金用途を特定した債券またはサステナビリティ・リンク・ボンドの発行に際して、その位置付けを信頼性のあるものとするために推奨される、発行体レベルでの開示要素を明確化することを目的としたハンドブックです。

（注2）「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針2021」とは、金融庁・経済産業省・環境省の共催で、クライメート・トランジション・ファイナンスを普及させ、より多くの資金の導入による国内における2050年カーボンニュートラルの実現とパリ協定の実現への貢献を目的として策定されたものです。

（注3）「グリーンボンド原則2021」とは、グリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

（注4）「ソーシャルボンド原則2023」とは、グリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンド原則」といいます。

（注5）「サステナビリティボンドガイドライン2021」とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「サステナビリティボンドガイドライン」といいます。

（注6）「グリーンボンドガイドライン2022年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月及び2022年7月に改訂したガイドラインをいい、以下「グリーンボンドガイドライン」といいます。

（注7）「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドの普及を図ることを目的に、金融庁が2021年10月に制定・公表したガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンドガイドライン」といいます。

サステナビリティボンド・フレームワークについて

当社はサステナビリティボンド発行を目的としてサステナビリティボンド・フレームワークを作成しました。当該フレームワークは、グリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンドガイドライン、グリーンボンドガイドライン、ソーシャルボンドガイドラインに基づき、4つの要素により構成されています。

1. 調達資金の使途

当社により発行されるボンドの発行総額と同額が新規ファイナンスまたはリファイナンスとして、新規または既存の適格事業へ充当されます。既存事業への充当の場合は、ボンドの発行から遡って3年以内に実施、または適格性が確認されたものとします。

なお、調達資金の充当されるプロジェクトの事業区分により、グリーン/グリーン・トランジション/サステナビリティボンドによる調達をすることができます。

- ・グリーンボンド：ICMA事業カテゴリーのグリーン事業にのみ該当する適格プロジェクトにのみ調達資金が充当される場合
- ・グリーン・トランジションボンド：ICMA事業カテゴリーのグリーン事業及びトランジション事業にのみ該当する適格プロジェクトにのみ調達資金が充当される場合
- ・サステナビリティボンド：(a)グリーン事業またはトランジション事業、(b)ソーシャル事業の(a)(b)のどちらにも該当する適格プロジェクトに充当される場合、または、充当される複数の適格プロジェクトが(a)及び(b)の事業カテゴリーに属している場合

< 適格事業 >

取り組み区分	目的	ICMA 事業カテゴリー	適格クライテリア
C 2フ リー水素 サプライ チェーン構 築	グローバルC 2フリー水 素サプライ チェーン商用 化の推進	グリーン>環境配 慮製品・再生可能 エネルギー・ク リーン輸送 トランジション> 水素	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン水素製造のための事業化調査、製造技術開発に係る費用 ・水素サプライチェーンのための設備（水素製造設備 / 出荷基地 / 水素運搬に係る輸送機器 / 受入基地、タンク等の貯蔵設備を含む）の建設、設置、運用に係る費用
	水素の社会実 装に向けた技 術開発・市場 導入	グリーン>クリー ン輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・各種輸送機器向け水素ステーションに係る研究開発・整備に係る費用 ・水素燃料電池船の開発・製造に係る費用
		グリーン>環境配 慮製品	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電による製造水素の利活用に係る研究開発、実証に係る費用 ・廃プラスチックからの水素製造にかかる研究開発、実証に係る費用
		グリーン>環境配 慮製品、再生可能 エネルギー トランジション> 混合ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・水素・LPガス混合ガス導管供給のための技術開発、効果検証、設備投資に係る費用
変化に対応 し、価値創造 を続ける人材 の獲得・育成	グリーン>グリー ンビルディング、 環境配慮製品 トランジション> 水素エネルギーを 担う人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・水素の利活用を通じ脱炭素社会の実現に向けた発信拠点とするとともに、水素エネルギー事業の推進に資する多様な人材の育成を行うカーボンニュートラルな研修施設の建設・工事、設備投資並びに研修の実施、運営に係る資金 下記いずれかの認証を取得する環境性能の高い建物の取得・建設 <ul style="list-style-type: none"> - CASBEE：B+以上 - ZEB認証（nearly, ready, orientedを含む） - 各国・地域の定めるグリーンビル認証上位3ランク以上及び同程度の環境性能が備わった建物 環境に配慮したエネルギー源の導入（純水素型燃料電池、太陽光発電等） 水素エネルギー事業の推進に資する多様な人材の育成プログラムの実施 	
循環型社会 の推進	低・脱炭素ソ リユーション の開発・普及 拡大	グリーン>汚染の 防止と管理（資源 循環）	<ul style="list-style-type: none"> ・植物由来の原料含有率30%のバイオマスPET樹脂の開発・製造・調達に係る設備投資及び関連費用。関連技術の取得費用及び出資を含む
地域社会を支える インフラ・ サービスの 提供	強靱なLPガ スサプライ チェーンの維 持及び災害対 策強化	ソーシャル>手頃 な価格の基本的 インフラ設備 トランジション> LPガス	<ul style="list-style-type: none"> ・LPガスの安定供給体制の構築 配送体制の合理化のための設備投資 地震や水害等の自然災害対応に係る費用 対象：都市ガス導管未整備地域で生活する人々 ・LPガスを活用した設備・システム提案によるBCP対策の支援
	グリーンLP ガスの技術確 立、実用化	グリーン>環境配 慮製品または再生 可能エネルギー トランジション> LPガス	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンLPガスの実用化に向けた研究開発に係る費用

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

適格候補事業は、担当事業部門が事業計画を策定し、経営企画部や経理部等のメンバーで事前検討を行い、特定します。その上で、適格事業の要件に適合するか経理部が担当事業部門と協議・確認を経て選定し、経理担当役員が最終決定します。

なお、すべての適格候補事業は、環境・社会的リスク低減のために以下について対応していることを確認します。

- ・事業実施の所在地の国・地方自治体にて求められる環境関連法令等の遵守
- ・事業実施の所在地の国・地方自治体にて求められる産業ガスや水素の取扱いや産業ガス・水素供給施設の建設・運営に関する安全面に関する法令等の遵守
- ・事業実施にあたり地域住民への十分な説明の実施

3. 調達資金の管理

当社の経理部がグリーン/グリーン・トランジション/サステナビリティボンドによって調達した資金について、適格事業への充当及び管理を行います。なお、本フレームワークにて発行されたグリーン/グリーン・トランジション/サステナビリティボンドの発行額と同額が適格事業に充当されるよう、追跡、管理します。

グリーン/グリーン・トランジション/サステナビリティボンドによる調達資金が適格事業に充当されるまでの間、または、適格事業の売却等により未充当資金が発生した場合は、現金または現金同等物にて運用し、発行から3年程度の間

に充当を完了する予定です。

4. レポートニング

当社は適格事業への充当状況並びに環境への効果及び社会へのインパクトを年次にて当社ウェブサイトまたは統合報告書にて報告します。

4.1 資金充当状況レポートニング

当社はグリーン/グリーン・トランジション/サステナビリティボンドにて調達された資金が全額充当されるまでの間、年次にて、調達資金の適格事業への充当状況に関する以下の項目について、実務上可能な範囲でレポートニングする予定です。

- ・適格事業区分での調達資金の適格事業への充当額と未充当額
- ・未充当額がある場合は、充当予定時期及び未充当期間の運用方法
- ・新規ファイナンスとリファイナンスの割合

資金充当状況に関する初回レポートは、グリーン/グリーン・トランジション/サステナビリティボンド発行から1年以内に行う予定です。なお、調達資金が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示します。

4.2 インパクトレポートニング

当社はグリーン/グリーン・トランジション/サステナビリティボンドの適格事業による環境・社会への効果を報告します。

レポート項目は以下を予定しています。

取り組み区分	目的	ICMA事業カテゴリー	レポート項目
C 2フリー水素サプライチェーン構築	グローバルC 2フリー水素サプライチェーン商用化の推進	グリーン>環境配慮製品・再生可能エネルギー・クリーン輸送 トランジション>水素	・事業・実証の概要
	水素の社会実装に向けた技術開発・市場導入	グリーン>クリーン輸送	・事業・研究開発の概要 ・水素ステーション設置数
		グリーン>環境配慮製品	・研究開発・実証の概要
		グリーン>環境配慮製品、再生可能エネルギー トランジション>混合ガス	・研究開発・実証の概要（混合ガス導管導入地域含む）
	変化に対応し、価値創造を続ける人材の獲得・育成	グリーン>グリーンビルディング、環境配慮製品 トランジション>水素エネルギーを担う人材育成	・施設の概要 ・環境認証の種類及び取得ランク
循環型社会の推進	低・脱炭素ソリューションの開発・普及拡大	グリーン>汚染の防止と管理（資源循環）	・事業の概要
地域社会を支えるインフラ・サービスの提供	強靱なLPガスサプライチェーンの維持及び災害対策強化	ソーシャル>手頃な価格の基本的インフラ設備 トランジション>LPガス	アウトプット：LPガス安定供給体制の概要（LPガス配送体制合理化のための対応、国内BCP対策支援、自然災害対応） アウトカム：LPガス国内供給世帯数、国内BCP対策支援製品の設置状況、自然災害対応済みの基地数
	グリーンLPガスの技術確立、実用化	グリーン>環境配慮製品または再生可能エネルギー トランジション>LPガス	・研究開発の概要

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第80期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月22日関東財務局長に提出
事業年度 第81期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年7月1日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第82期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第81期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日） 2023年8月10日関東財務局長に提出
事業年度 第81期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日） 2023年11月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第81期第3四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日） 2024年2月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第82期第1四半期（自 2024年4月1日 至 2024年6月30日） 2024年8月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第82期第2四半期（自 2024年7月1日 至 2024年9月30日） 2024年11月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第82期第3四半期（自 2024年10月1日 至 2024年12月31日） 2025年2月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第83期第1四半期（自 2025年4月1日 至 2025年6月30日） 2025年8月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第83期第2四半期（自 2025年7月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月14日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2023年11月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月22日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（2023年11月9日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち参照書類としての有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」に記載の中期経営計画の数値目標につきましては、第80期末（2023年3月31日）現在のものであり、本発行登録書提出日現在の中期経営計画とは異なっております。当該事項を除き、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

岩谷産業株式会社 本店

(大阪府中央区本町3丁目6番4号)

岩谷産業株式会社 東京本社

(東京都港区西新橋3丁目21番8号)

岩谷産業株式会社 神戸支店

(神戸市兵庫区浜崎通2番7号)

岩谷産業株式会社 中部支社

(名古屋市中区丸の内3丁目23番20号)

岩谷産業株式会社 首都圏支社

(横浜市港北区新横浜3丁目9番地18)

岩谷産業株式会社 関東支社

(さいたま市中央区大字下落合1071番地2)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。